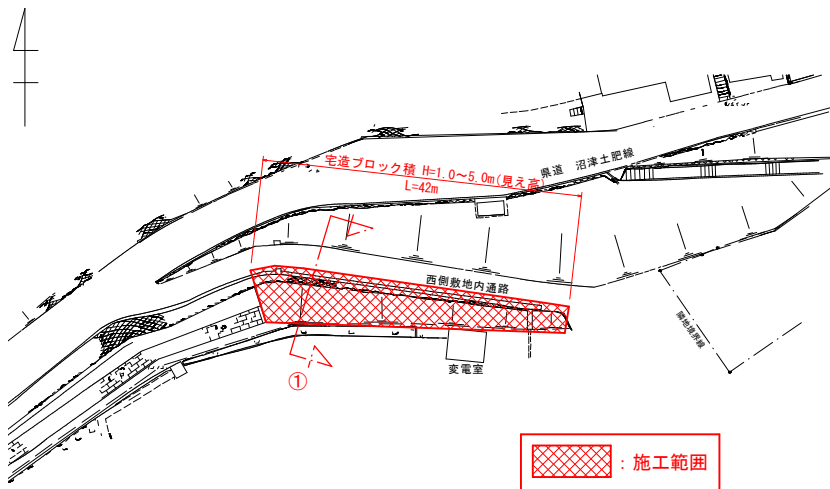
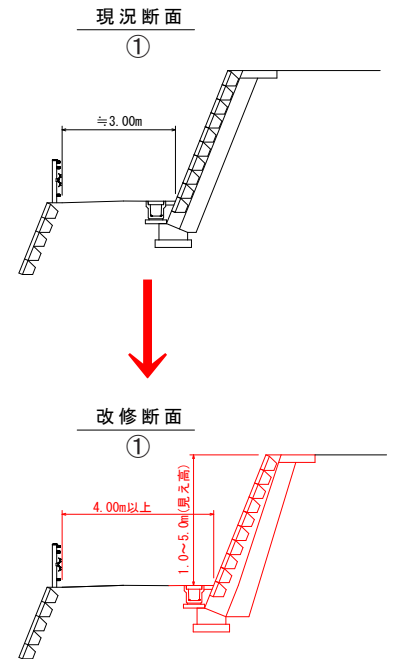


5-1. 西側敷地内通路の一部拡幅に係る検討

- ・県道に通じる西側敷地内通路は、通路幅員の一部が4 m以下となっています。計画建物は3階建であることから建築基準法の代替進入口（建築基準法施行令第126条の6第2号）の法適合が必要となります。
- ・そのため、既存の擁壁及び排水側溝、舗装の一部を撤去し、4 m以上の幅員が確認できる位置に新たに宅地ブロック擁壁、排水側溝、舗装を計画します。



西側敷地内通路拡幅（擁壁改修）検討範囲平面図 SCALE = 1 : 1000



【改修順序】

- ① 既存擁壁及び排水側溝と舗装（一部）を撤去。
- ② 約1mセットバックした位置に宅地ブロック擁壁や排水側溝を布設する。
- ③ セットバックで足りない部分の舗装を施工する。


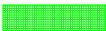

擁壁改修断面図 SCALE = 1 : 200

5-2. がけ条例* 適合及び擁壁再整備に係る検討

*がけ条例とは静岡県建築基準条例第10条を指します。

- 今回の計画では、増築を伴わない施設の改修（リノベーション）のみを予定しており、その場合、がけ条例適合義務はありません。
- 一方、利用者の安心安全の確保のため、既存擁壁の状況を確認する必要はあると考え、既存擁壁の目視、計測調査を行った上で、がけ条例適合可否を基準に既存擁壁を4種類に分類し整理を行いました。（下図）
- がけ条例では、「がけの高さが2mを超えるがけの下端から水平距離ががけの高さの2倍以内の位置に建築物を建築する場合は（中略）安全な擁壁を設けなければならない」と規定されており、既存擁壁の中で不適合部分はピンク色で示した部分となります。
- 青色で示した部分は上述の記述に該当せず、条例に適合していることから改修範囲外とします。
- 緑色で示した部分は法面の高さが2m未満であり、がけに該当しないことから改修範囲外とします。
- オレンジ色で示した部分については、今後境界確定を行った後に方針を検討します。



凡 例	
	建築物までの距離が2H以下
	建築物までの距離が2H以上確保のため、擁壁整備の必要無し(想定)。
	法面上端と下端の高低差が2m未満のため、がけとならない(想定)。
	境界確定後に方針検討を行う範囲。

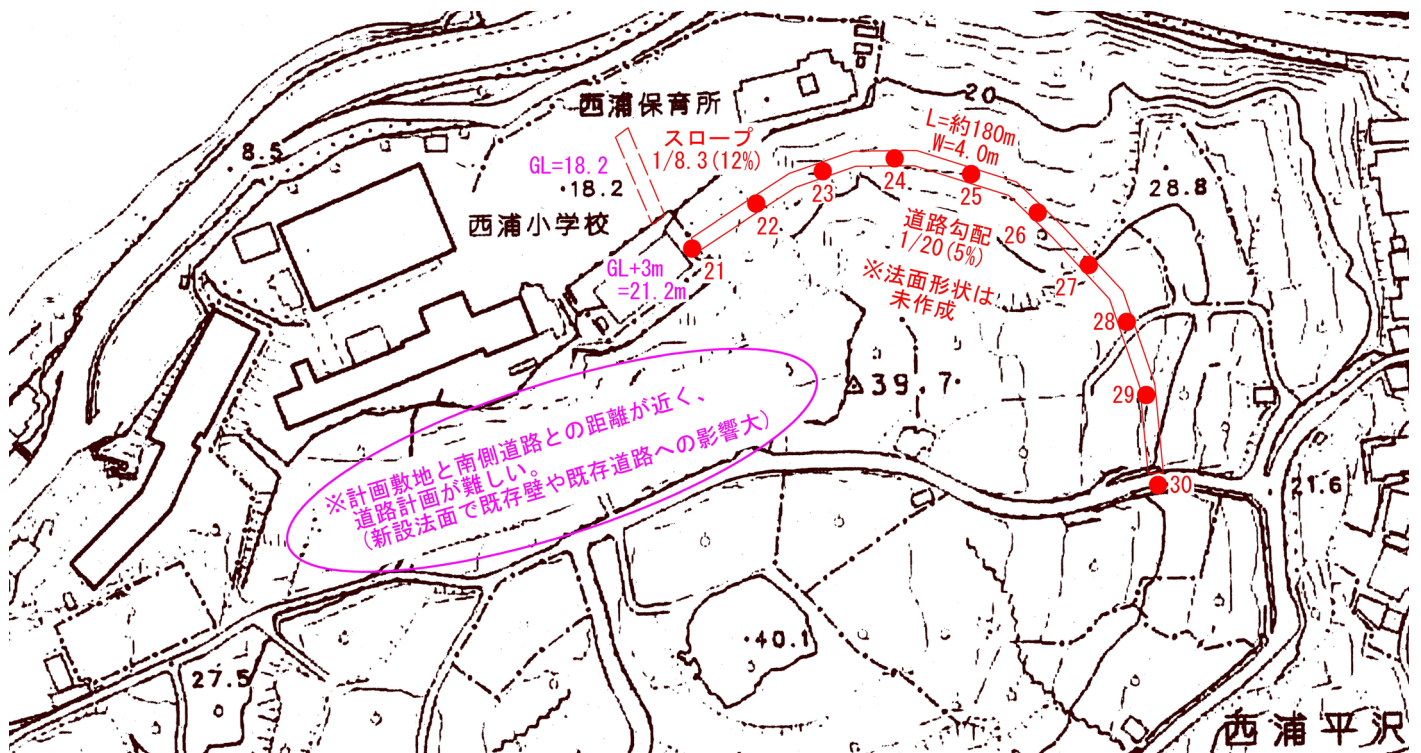
改修擁壁判定色分図 SCALE = 1 : 1000
 ※本色分図は、現況平面図をもとにしています。

5-3. 南側アクセス道路に係る検討

- ・災害時に敷地北側の県道 17 号線（主要地方道沼津土肥線）が通行不能となることを想定し、敷地南側にある斜面上の農道から敷地グラウンド部へアクセスできる道路を検討します。
- ・仮の想定としては、既存擁壁と既存農道との離隔距離や高低差、現在静岡県により整備が進められている「県営農業農村整備事業」の基幹農道とのアクセスを考慮し、既存プール東側から南東へ伸びる道路としています。（道路勾配は高齢者や子どもでも円滑に利用できる 1/20 と設定）

【今後の課題】

- ・当該斜面は土地が細かく分かれており、各地権者との交渉が必要である。
- ・莫大な費用がかかることが想定される中、補助金の活用可否含め、どのような位置付けで整備するか
の検討が必要。



敷地南側アクセス道路検討図 SCALE = 1 : 1500



新設道路位置(イメージ)

敷地南側アクセス道路イメージ